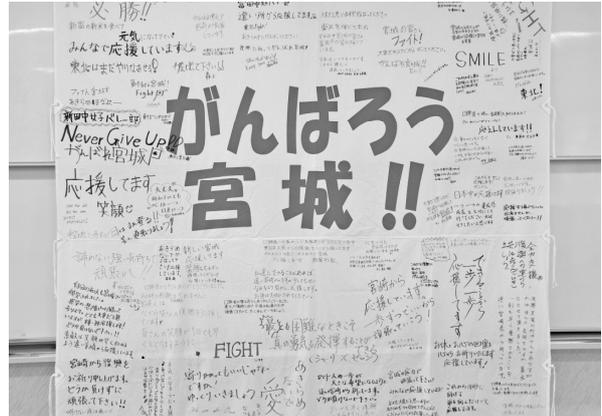


宮城県へ「やっど炊き出し支援！」



「応援旗」を土屋町長から託される若者連絡協議会の川上会長。



町民の皆さんが、被災地への応援メッセージを寄せ書きした「応援旗」。

町内各団体の若者で構成される新富町若者連絡協議会（商工会青年部・農協青年部・農業青年団・新富町青年団）により結成された、「東日本しんとみ支援隊」が 8 月 22 日（月）～25（木）にかけて、東日本大震災被災地である宮城県東松島市に、炊き出し支援へ出発しました。町内の事業者や町民の皆さまから寄付を募りました食材などは、支援のため大切に使用させていただきました。

津波避難訓練を実施します！

防災週間(8月30日～9月5日)に合わせ、下記のとおり津波避難訓練を実施します。今回は、海岸部付近に位置する 8 地区を訓練モデルに指定して行います。

訓練の内容はメール配信サービスや、対象地区を指定した防災行政無線での情報伝達訓練および集団避難訓練などです。

町民の皆さまには、実際の災害とお間違いのないようお気を付けください。

○日時：9月4日(日)午前9時～10時

○訓練モデル地区および団地：平田・鬼付女・西五反田・王子・横江・新町・中の丸団地・ルピナス団地

○訓練会場：役場・富田小学校・観音山駐車場・三納代運動広場

☆9月1日は防災の日です。家庭や職場などで防災について話し合い、屋内外の安全確保や避難行動、非常持出品の準備等、自分たちで今できることについて考え、いつ起こるか分からない災害に備えましょう。

◆問合せ 防災基地対策課 担当：いき かわの 壱岐・河野 ☎33-6027



しんとみ温泉化粧水
どんぐり大リニューアル計画中！



第34回住宅デー開催

地域に根づく工務店・建設業従事者は、地域の皆さんの「住まい」を守る重要な役割を担っています。

地域に暮らす住宅専門家が、下記のとおり「第34回住宅デー」を開催します。ぜひご来場ください。

○日時：9月11日(日)午前10時～午後4時

○場所：新富温泉健康センター サン・ルピナス

○内容：住宅相談・包丁研ぎ・まな板削り

○料金：無料

◆問合せ 宮崎県建設産業労働組合西都支部新富分会代表
(有)三嶋設計 ☎33-4975

庭木などの管理にご協力ください

最近、庭木が道路にはみ出していることが多く見受けられます。庭木が道路にはみ出すと交通の妨げとなり、歩行者の安全歩行や車の通行に支障をきたします。住みよい環境のため、道路にはみ出している庭木の剪定などにご協力をお願いします。

◆問合せ 都市建設課

ひがししんじ
担当：東 真次 ☎33-6018

知っていますか？守っていますか？

宮崎県屋外広告物条例

宮崎県では、郷土の美しい自然や街並みを守るため「宮崎県屋外広告物条例」を定めています。

「屋外広告物」とは、はり紙や店舗の看板、道路沿いの広告版等、建物の外に表示・設置されているものをいいます。店舗の看板など屋外広告物を出すときは、原則として許可が必要です。

また、美しい風景を守るため、屋外広告物の表示や設置ができない場所(地域)があります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◆問合せ 高鍋土木事務所 ☎23-0001

新富町文化会館情報

【第4回 新富町大衆音楽祭～The KARAOKEVI～】

町内外の約60人のカラオケ愛好家が熱唱します。

○日時：9月4日(日)午後0時30分開演

○場所：大ホール

○入場料：無料

※終演後に、地場産品などが当たるお楽しみ抽選会を行います。

【邦楽コンサート「新富の陣 四」】

○日時：10月9日(日)午後1時開演

○場所：大ホール(全席自由)

○出演団体(予定)：ロック太鼓・舞鶴一座 秋月鼓童・新富和太鼓みらい・和太鼓 漲・橋太鼓響座・和太鼓研修センター響・高鍋エイサー ドリーム・佐土原エイサーゆりの会

○入場料：500円

※チケットは文化会館ほかプレイガイドにて発売中です。

◆問合せ 新富町文化会館 ☎33-6205

体育館・運動広場調整会

○日時：9月16日(金)午後7時

※早く来られた方から使用したい日を記入できます。必ず時間までにお越しください。

※調整は午後7時30分より行います。

○場所：中央公民館 大集会室

○調整月：10月～12月分

※午後7時30分の調整時に来られない場合は、希望どおりの時間がとれないことがありますのでご注意ください。

※印鑑をご持参ください。また使用料は期日までに必ず納入してください。

※なお、西体育館につきましては、本年10月から翌年3月にかけて大規模改修が行われる関係で、使用できない期間がありますので、今回の調整は仮予約となることを、あらかじめご了承ください。

◆問合せ 生涯学習課(中央公民館内)

つつみせいき
担当：堤 征紀 ☎33-1022

資源物の回収

～毎月第2・4月曜日は資源物の回収日～

新富町地域婦人連絡協議会では、ごみを減らし再利用・再資源化を進めていくため、資源物の回収を行っています。

○期日：9月12日(月)、9月26日(月)

○時間：午前7時～9時 ※時間厳守

○場所：町体育館、西体育館、上新田公民館の各駐輪場

○収集物：古紙(新聞紙・チラシ)、雑誌(古本)、ダンボール、牛乳パック

※それぞれ、ひもで縛ってください。

◆問合せ 新富町地域婦人連絡協議会

はしぐちすみこ
会長：橋口澄子 ☎33-2514

生涯学習課(中央公民館内)

ありたつみ
担当：有田辰美 ☎33-6080

全国一斉

「高齢者・障がい者の人権安心相談」強化週間

宮崎地方法務局では、高齢者や障がい者をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るため、全国一斉「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」を実施します。

強化週間中は、平日の相談受付時間(午前8時30分～午後5時15分)を下記のとおり延長して応じます。相談料は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

○期間：9月5日(月)～11日(日)

○相談電話番号：☎0570-003-110

○受付時間：平日 午前8時30分～午後7時
土・日 午前10時～午後5時

◆問合せ 宮崎法務局人権擁護課 ☎0985-22-5312

第 40 回ソフトバレーボール大会開催！！

(混成の部 1部)

○日 時：9月15日(木) 開会式 午後6時50分
試合開始 午後7時

○場 所：新富町体育館

○参加資格：新富町内に居住または勤務し、町バレーボール協会に登録されたチームであること。出場メンバーは、男子2人女子2人で編成すること。

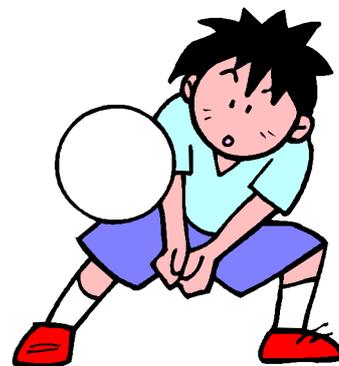
○参加料：1チーム2,000円(監督会のごときにご持参ください)

○申込方法：中央公民館に備え付けの申込用紙にて、申し込みください。

○申込期限：9月9日(金)

○監督会：9月12日(月)午後7時から中央公民館で行います。
※監督会に出席できないチームは失格となります。

○その他：①胸番号と背番号の準備をお願いします。
②スポーツ安全保険に加入してください。
③大会に関して発生した事故は、主催者側にはないものとします。
④抽選後の棄権については、参加料の返金はいたしません。



◆問合せ 生涯学習課(中央公民館内)

担当：堤征紀 つみせい き ☎33-1022

平成24年 経済センサス-活動調査 のはなし

総務省・経済産業省では、各府省協力のもと、平成24年2月1日に「平成24年経済センサス-活動調査」を初めて実施します。

この調査は、わが国の全産業における経済活動の状況を明らかにするためにとても重要な調査です。事業を行う皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

経済センサスとは？

- 「センサス」とは「全数調査」の訳語です。
- 日本のすべての産業の実態を明らかにするため、お店や工場・会社などすべての事業所を対象として調査を行います。
このため、「経済の国勢調査」「事業所版国勢調査」と呼ばれています。

調査はどのように行われるのですか？

- 農林漁家を除く全国全てのお店や工場・会社などを対象に、平成24年2月1日現在で行われます。
- 調査は、対象となる事業所・企業の規模などに応じて、調査員調査と国・県・市による調査に分けて行われます。
【支店のないお店などは・・・】
支店を持たないお店や工場・会社は、知事が任命した調査員が調査をします。
調査員が直接お店などを訪問して、調査票への記入のお願いと調査票の配付・回収をします。
【支店のあるお店などは・・・】
支店を持つお店や工場・会社は、国・県・市が調査をします。
国などが調査票をお店の本店に直接郵送して、郵送またはインターネットで支店も含めた調査票を回収します。

どのようなことを調査するのでしょうか？

- 名称、所在地、従業者数や売上高・費用などを調査します。

調査結果からわかること

調査結果から、次のようなことがわかります。

- 例えば・・・
- お店や工場・会社の数、従業者の数とその移り変わり
 - お店や工場・会社の産業別や地域別の分布状況
 - 産業ごとの売上高や費用の構造

調査結果はこのように利用されます

- 調査の結果は、次のような各種の行政資料などに広く利用される予定です。
【経済指標への活用】
国民経済計算（GDP）の推計や各種指数等の基礎資料
【行政上の施策への利用】
経済政策、環境政策、雇用政策、中小企業政策などの各種政策の基礎資料
【地方公共団体における利用】
総合計画、都市計画、地域活性化、企業誘致、補助金算定などの基礎資料
【各種法令に基づく利用】
地方消費税の清算や市町村への交付の際の算定基準
【民間企業、各種団体での利用】
経営計画、出店計画などの基礎資料

調査に答える義務はありますか？

- 統計を行うために「統計法」という法律があります。経済センサスのような国の重要な統計調査について、調査の対象となる人々やお店や工場、会社に対して答える（報告）義務を定めています。
また、統計法では重要な統計調査の報告を断ったり、うその報告をしたときは、罰則を定めています。
- 統計法では、安心して調査に答えられるよう、調査員や調査の関係者には調査内容の秘密を守る義務が定められており、調査によって集められた情報をその統計を作成する以外の目的に使うことを禁止しています。
また、これらに違反した者に対する罰則も定めています。

問合せ先

〒880-8501
宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県 県民政策部
統計調査課 産業統計担当
☎0985-32-4451

ビルくんとケイちゃん



経済センサスキャラクター